

改定教育基本法制下における 家庭教育の政策動向について

—家庭教育支援条例・家庭教育支援法案・「親学」をめぐって—

友野清文

はじめに

2006年に教育基本法が改定されて10年以上が経過した。その後の教育政策は新教育基本法に則って進められてきた。本稿は2017年10月までに8県5市で制定されている家庭教育支援条例、並びに政府が成立を目指している家庭教育支援法の内容を分析し、併せてそれらに影響を与えているとされる「親学」の内容を検討するものである。これらは教育基本法改定を受けて進められてきた家庭教育政策の到達点の一つであり、この10年間の家庭教育政策の流れの中に位置付けることができる。

家庭教育に関する政策は戦前から存在し、特に戦時下の「総力戦体制」では教育政策の一つの柱とされた。¹⁾戦後は、高度経済成長のための家庭教育が求められた。「期待される人間像」(中央教育審議会(以下、中教審と略す)「後期中等教育の拡充整備について」別記、1966年)でも家庭の在り方について述べられていた。

現在の家庭教育政策の背景には大きく三つの出来事があると考えられる。

第一は1989年の「1.57ショック」である。これ以来「少子化社会対策」や「子育て支援政策」が進められてきた。

第二は1997年に神戸市で発生した児童連続殺傷事件である。この事件以来、文部省はそれまで抑制的であった姿勢を転換し、家庭教育の内容に踏み込むようになったと言われる。同時期に「ニート」や「ひきこもり」などの言葉も広まった(1999年から「家庭教育手帳・ノート」の刊行・配布が始まった)。

第三は冒頭で触れた2006年の教育基本法改定である。「家庭教育」(第10条)の条項が新設され、保護者の子どもの教育に対する「第一義的責任」が明記された。同時に新設された「幼児期の教育」(第11条)や「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」(第13条)と相俟って、その後の家庭教育政策の基調となっている。

この他にも、女子差別撤廃条約(1985年批准)、男女雇用機会均等法(1986年施行)、ワーク・ライフ・バランス憲章(2007年)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法2015年)などが関係するものである。

本稿では、①中教審答申や教育再生会議提言などにより、約30年前からの家庭教育政策の流れを確認し、②現在いくつかの自治体で制定されている家庭教育支援条例と、政府が提案を目指している家庭教育支援法案の内容を検討する。併せて、③これらに影響を与えているとされる「親学」について考え、現在の「家庭教育支援政策」の持つ方向性について検討する。なお、中教審答申や報告、各自治体で制定されている条例などの引用は、特に断りのない限り、筆者が摘記・要約したものである。

これに続くのは10年後の「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」（1991年4月）である。答申の末尾に付けられた「改革の実現のために」における「企業・官公庁へ」では「最後に、仕事が多忙で父親が子どもの教育のことを顧みるゆとりがないのも大きな問題であり、父親をもっと多くの時間家庭に返して下さるように企業・官公庁に願います。」「家庭へ」では「近年、女性の社会進出、親の単身赴任や離婚の増加などにより、共働き家庭や単親家庭等も増え、わが国の家庭の在り方は多様化している。両親がそろっている場合でも、父親の多くは現代社会の要請から大変に多忙で、育児や教育は母親に任せ切りになりがちである。」「育児や教育は母親の役割という考え方を改め、今後は、両親が家庭教育について常によく話し合い、協力していくことが大切である。父親も子どもの成長の基礎である家庭づくりに積極的な役割を果たす必要がある。」⁴⁾とされた。

それまで文部省（中教審）は女性は本来的に家事育児に適しており、どのような進路選択をするにしても家庭内の労働は女性が担うのが望ましいとする「女子特性論」の立場を取っていたが、この答申では、少なくとも文言上は消え、むしろ両親がともに育児や子どもの教育に関わるべきであるとの方針を打ち出したのである。

その5年後「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」（1996年7月）では、「男女共同参画社会」という用語が初めて登場する。⁵⁾同時に家庭教育が「すべての教育の出発点である」と述べられ、ここでも「家庭の教育力の低下」が指摘されているが、同時に「家庭における教育は、本来すべて家庭の責任にゆだねられており、それぞれの価値観やスタイルに基づいて行われるべきものである。したがって、行政の役割は、あくまで条件整備を通じて、家庭の教育力の充実を支援していくということである」として、行政の役割に一定の歯止めをかけようとする姿勢も見られる（第2部 学校・家庭・地域社会の役割と連携の在り方 第2章 これからの家庭教育の在り方⁶⁾）。

以上の内容は「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第二次答申）」（1997年6月）でも引き継がれている。

そして「新しい時代を拓く心を育てるために」一次世代を育てる心を失う危機―」（1998年6月）では「育児不安」について触れ、「固定的な性別役割分担意識」が依然として残っており、「家庭の外で働く母親については（中略）育児と家事を両立させることや、子育ての相談がしにくいことに悩む。女性の社会進出がますます進んでいくことを踏まえると、夫は、男女の固定的な役割分担にとらわれずに、家事・育児の役割を積極的に担っていくことが一層求められる。」⁷⁾として、夫（男性）や企業に対しての意識変革を呼びかけている。

さらに「少子化と教育について」（2000年4月）では、幼児期の教育について（家庭の）「第一義的責任」が、中教審答申としては初めて指摘されている。そして「家庭の教育力の低下」に対応する「男性の育児への参加」を呼びかけている。同時に「家庭において男女が子育てを協力して行えるよう地域における男女共同参画に関する学習」などの促進についても触れている。

なお保護者の「第一義的責任」が初めて法令で規定されたのは、少子化対策基本法と次世代育成支援対策推進法（いずれも2003年）である。⁸⁾

以上が中教審答申の流れであるが、補足的にそれ以外の審議会などの答申・報告に触れておく。

先ず「今後の家庭教育支援の充実についての懇談会」報告「社会の宝」として子どもを育てよう！」（2002年7月）は、次のような「冒頭の言葉」を掲げている。

子育ては、親だけが担うことだと思いませんか？

そうではありません。子どもを育てることは未来の日本を支える人材を育てることです。社会の一人一人、みんなが主役なのです。子どもの成長を社会全体で支え喜び合いましょう。⁹⁾

そして現在の子育てをめぐる具体的問題として「育児不安」と「児童虐待」を指摘している。¹⁰⁾ また「家庭の教育力の低下」は「個々の親だけの問題」ではないとして、「子育てを支えるしくみや環境が崩れていること、子育ての時間を十分に取ることが難しい雇用環境があることなどにも目を向けなければならない」と述べている。

次に、生涯学習審議会¹¹⁾答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」(1998年9月)では「家庭の教育力の低下」を問題視するとともに、家庭教育は「親の責任と判断において」「親の価値観やライフスタイルに基づいて」行われるとしており、先に見た1996年の中教審答申と軌を一にしている。

この内容は、生涯学習審議会社会教育分科審議会報告「家庭の教育力の充実等のための社会教育行政の体制整備について」(2000年11月)でも踏襲されている。

そして中央教育審議会生涯学習分科会・審議経過の報告「今後の生涯学習の振興方策について」(2004年3月)では「家庭教育への支援」の中で「親になるための学習」「親が親として育ち、力をつけるような学習」の充実を指摘している。

「親に(と)なるための学習」については、臨時教育審議会最終(第四次)答申(1987年8月)の「家庭の教育力の回復」の項で触れており、行政文書ではこれが初めてであると考えられるが、その後も例えば、次代を担う青少年について考える有識者会議「次代を担う青少年のために―いま、求められているもの―」(1998年4月)¹²⁾では「親や親となる者に対する“親としての学習”機会、“親になるための学習”機会の充実」に触れ、教育改革国民会議報告「教育を変える17の提案」(2000年12月)¹³⁾では「すべての親に対する子育ての講座やカウンセリングの機会を積極的に設けるなど、家庭教育支援のための機能を充実する」としている(「親になるための学習」への言及はない)。

以上のように1980年代から「家庭の教育力」が議論の枠組みとされ、それははじめからその「低下」の認識とセットとして考えられてきた。その認識が30年ほど続く中で、「(親の)子どもの教育についての第一義的責任」や「親としての教育・親になるための教育」が語られてきた。ただ同時に家庭教育があくまでも「親の価値観やライフスタイルに基づく」とする認識も存在していたことは確かである。そのような動向の中で行われた教育基本法改定は、新しい流れを生み出すことになる。

(2) 教育基本法改定(2006年12月)前後からの動き

2006年12月に教育基本法が全面改定された(手続き上、旧法の改正ではなく、新しい法律として制定された)。その中に家庭教育条項が新設されたのであった。条文は以下の通りである。

第10条(家庭教育)

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第10条のポイントは、①教育について保護者の「第一義的責任」が規定されたこと、②家庭教育の目標として「基本的生活習慣」「自立心の育成」「心身の調和のとれた発達」の3項目が定められたこと、③「保護者に対する学習の機会及び情報の提供」などの「家庭教育支援」が規定されたこと、である。

この政策の具体化は、先ず2006年10月に発足していた内閣の教育再生会議（2006年10月～2008年1月）で議論された。報告は4回出されており、家庭教育に関わる内容は、第一次～第三次報告で触れられている。その概要は以下の抜粋の通りである。

[第一次報告（2007年1月）]¹⁴⁾

○教育委員会、自治体及び関係機関は、これから親になる全ての人たちや乳幼児期の子供を持つ保護者に、親として必要な「親学」を学ぶ機会を提供する。（中略）

(1) 家庭の対応 一家庭は教育の原点。保護者が率先し、子供にしっかりしつけをする—

【「家庭の日」を利用しての多世代交流、食育の推進、子育て支援窓口の整備】

家庭は教育の原点であり、基本的生活習慣や感性などの基礎は家庭で培われるものです。家庭の教育力は、子供に対する愛情の上に、保護者がその責任を自覚することから始まります。保護者は教育を学校任せにせず、厳しさと愛情を持って子供としっかり向き合わなければなりません。

○国・教育委員会・企業等をはじめとする全ての関係者が、保護者が家庭教育に責任を持つこと、及び保護者としての責任を果たせる環境づくりが何より重要であるという価値観を社会全体で共有し行動するよう努める。

○家族が集う正月、盆、彼岸などにおいて、家族、ふるさとの価値・すばらしさ、生命継承の大切さを考える気運を高める。44都道府県で行われている「家庭の日」なども活用し、多世代交流をすすめる。知恵や人生経験の豊かな高齢者は、特に主役である。

○早寝早起き朝ごはん運動の推進、挨拶の励行、食育、睡眠の大切さの普及などを通じて、子供たちの生活習慣の改善に努める。また、家庭学習の習慣をつけるよう各家庭でも努力する。

○核家族化により祖父母の子育て経験が世代間で受け継がれにくくなっている状況を踏まえ、教育委員会、自治体、関係機関は、子育て・家庭教育に関する相談・支援窓口の整備など子育て支援を充実する。また、一人親家庭や経済的・時間的に子育てに困難を伴う家庭への支援策を講じる。

○乳幼児期の子供の親やこれから親になる人たちが、子育てについて学べる機会を拡充する。

○子供の発達と成長、育児環境の在り方などを考えるため、脳科学者、児童精神科医、小児神経科医、小児科医や療育の専門家を含めた、科学的知見を発信する国レベルの学際的な会議を開催し、親が子供の発達と成長などについて理解を得られる機会を提供する。

[第二次報告（2007年6月）]^{15,16)}

提言3 親の学びと子育てを応援する社会へ

【学校と家庭、地域の協力による徳育推進、家庭教育支援や育児相談の充実、科学的知見の積極的な情報提供、幼児教育の充実、有害情報対策】

○子供たちの規範意識や「早寝早起き朝ごはん」などの生活習慣については、学校と家庭、地域が協力して身につけさせる。また、挨拶やしつけ、礼儀作法についても、子供の年齢や発達段階に応じ、学校と家庭が連携して子供に身につけさせる。

- 国，地方自治体は，父親の子育て参加への支援，訪問型の家庭教育支援や育児相談など，保護者を支援する施策を充実する。また，PTA の会合，家庭教育学級や妊婦健診，子供の健診等保護者の多く集まる機会を活用した親の学び，子育て講座，親子が学び遊べる場を拡充する。
- 中学校・高等学校の家庭科などにおいて，生命や家族の大切さ，子育ての意義・楽しさを理解する機会を拡充する。
- 国は，脳科学や社会科学などの科学的知見と教育に関する調査研究などを推進し，そこで得られた知見の積極的な普及啓発を図り，今後の子育て支援に活用する。
- 国，地方自治体は，地域の子育て支援の機能を持つ認定こども園制度を積極的に推進する。
- 国，学校は，有害情報から子供たちを守るため，保護者に対して，携帯電話やインターネットのフィルタリング装着やテレビの有害情報防止に向けた啓発活動を推進する。

[第三次報告（2007年12月）]¹⁷⁾

(3) 幼児教育を充実する，子育て家庭，親の学びを地域で支援する

- ・乳幼児を持つ若い親やこれから親になろうとする人の「親の学び」を支援し，推進するため，
 - ①幼稚園，保育所，認定こども園等の相談機能の充実や日常的な保護者の交流の場の提供
 - ②「おやじの会」「良い子を育てる親の会」「祖父母の会」などの組織化の推進
 - ③保護者が子供の教科書を読む活動や，子供，家庭，教員が連絡を取りながら生活習慣を身に付けさせる活動（例えば「お手伝い手帳」）の推奨
 - ④中学校や高校の家庭科などにおける命を大切にする教育や子供の養育に関する教育，体験活動の充実を図る。
- ・子供が小さい間は家族が夕食を囲むことができる「ノー残業デー」や，授業参観や学校行事に保護者が参加できる「学校行事休暇」などを設ける企業を，国や自治体が支援するなど，子育て世代の育児を支援するための環境づくり（ワーク・ライフ・バランス）を推進する。

教育再生会議を引き継いだ教育再生実行会議（2013年1月～）で家庭教育について触れているのは第十次提言「自己肯定感を高め，自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた，学校，家庭，地域の教育力の向上」（2017年6月）である。ただしここでは「親学」と表現されてはいない。家庭教育については以下のように提言されている。¹⁸⁾

(2) 家庭，地域の教育力の向上

（家庭の教育力）

教育基本法第10条においては，父母その他の保護者は，子の教育について第一義的責任を有し，「生活習慣」，「自立心の育成」，「心身の調和のとれた発達」を図るよう努めることとされており，また国及び地方公共団体は，家庭教育の自主性を尊重しつつ，保護者に対する支援を行うこととされています。

家庭においては，全ての教育の出発点として，特に，豊かな情操や基本的な生活習慣，家族や他人に対する思いやり，善悪の判断などの基本的な倫理観，社会的なマナー，自制心や自立心を養うことが求められます。

一方で，家庭を取り巻く状況に目を向けると，1960年代の高度経済成長期以降，核家族化が急速に進むとともに，ここ20年で共働き家庭が大幅に増加するなど，その様子は大きく変化してきています。

これに加え、今後、女性活躍社会の実現に向けた取組を進めていく中においては、学校のみならず地域社会をはじめとした社会全体で、子育てする家庭への支援を進めていく必要があります。

また、子供の相対的貧困率が減少するなどの成果が現れてはいるものの、経済的援助を受けている困窮家庭が20年前に比べて約2倍に増えるなどの課題があるほか、虐待を行う家庭などそもそも家庭の教育力に期待することが難しい家庭もあります。

こうした状況の中、教育基本法において求められている家庭の役割を、各家庭がしっかりと果たせるよう、引き続き家庭教育支援を充実していくことが必要です。また、全ての子供たちが、家庭の経済事情等にかかわらず、未来に希望を持ち、それぞれの夢と志に向かって頑張ることができるようにするためには、貧困や虐待など様々な困難を抱える家庭やその子供に対しては、教育と福祉の連携・協力の実効性を高めること等を通じ、これまでの取組を更に充実させることが特に重要です。

ここでは家庭への支援の必要性、困窮家庭・虐待を行う家庭の子どもへの支援の必要性に触れているが、基本的には教育基本法が求めている「家庭の役割を、各家庭がしっかりと果たす」ことが期待されている。

また自由民主党教育再生実行本部（2012年10月～ 初代本部長：下村博文）の第八次提言（2017年5月18日）における「学校・家庭・地域の教育力部会」（主査：福井照 主査代理：中根一幸、石井浩郎、上野通子）提言でも同様の議論がなされている。

これに対して文部科学省の「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」報告「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」¹⁹⁾（2012年）は、やや異なったトーンを示している。

1 家庭教育をめぐる社会動向

(3) 家庭教育が困難になっている社会

家庭の教育力が低下しているという認識は、約20年前から広がってきました（「青少年と家庭に関する世論調査」（平成5年内閣府））。しかしこれは、世の中全般に見たときの国民の認識であって、必ずしも個々の家庭の教育力の低下を示しているとはいえません。「家庭の教育力の低下」の指摘は、子どもの育ちに関する様々な問題の原因を家庭教育に帰着させ、親の責任だけを強調することにもなりかねません。（中略）

いずれにせよ、人と人のつながりが弱くなった、家庭教育が困難になっている社会の中で、今、家庭では子育てをしていると、まず教育関係者をはじめとする親子にかかわる私たちが認識することが必要です。現代の子育て家庭に対して、望ましい家庭教育が行われていないと厳しい見方がされることもあります。しかし、家庭生活や社会環境の変化の影響によって、子どもの育ちが難しくなっているという面を十分理解する必要があります。

ここでは「家庭の教育力の低下」との認識を相対化し、「親の責任だけを強調する」ことに懸念を示している。

その後文部科学省は以下のような委員会報告をまとめ、家庭教育支援の具体的方策を検討している。

「中高生を中心とした子供の生活習慣づくりに関する検討委員会」審議の整理 2014年3月

「中高生を中心とした子供の生活習慣が心身へ与える影響等に関する検討委員会」2014年～15年²⁰⁾

「家庭教育支援手法等に関する検討委員会」報告「訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き」

2016年3月

「家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会」報告「家庭教育支援の具体的な推進方策について」

2017年1月

2017年1月の報告書は「家庭教育支援の意義について」の中で、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものとされている。しかし、家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化の影響を受けて、家庭教育に関して身近に相談できる相手を見つけることが難しいというような孤立の傾向や、家庭教育に関する多くの情報の中から適切な情報を取捨選択する困難さなどから、かえって悩みを深めてしまうなど家庭教育を行う困難さが指摘されている。」²¹⁾「家庭教育の第一義的な責任は保護者にあるが、十分な経験もなく身近に相談できる相手に恵まれない条件の下で、保護者が家庭教育の主体としての役割を十分に果たすことができると判断してしまうことは現実的ではない。むしろ当初は未熟でありながら、徐々に親としての学びを積み重ねて成長しながら子供と向き合い、家庭教育を試みていくと捉えることが必要である。」²²⁾と述べている。「第一義責任」に言及はしているが、親の責任だけを強調するのではなく、親の置かれている社会的・心理的状況を踏まえた支援や、親自身の主体的学びの重要性が指摘されている。

以上のように、内閣府の「教育再生会議」「教育再生実行会議」などと文部科学省で、各々の家庭教育支援策が検討されている。この流れの中で、「家庭教育支援条例」や「家庭教育支援法」が登場するのである。

2 家庭教育支援条例

(1) 子どもに関わる条例について

子どもに関わる条例はこれまでも数多く制定されてきた。

例えば「子どもの権利条約」(1990年発効、日本は1994年に批准)に基づく子どもの権利に関する条例が、2000年の川崎市を皮切りに多くの自治体で制定されている。また少子化社会対策基本法(2003)、次世代育成支援対策推進法(2003年)、少子化社会対策大綱(2004年)、子ども・子育て応援プラン(2004年)を受けて、子ども・子育て支援に関する条例も、北海道(2004年)、秋田県(2006年)などで設けられている。さらに少子化対策に関する条例(北海道、京都府など)などもある。²³⁾

例えば秋田県の「子ども・子育て支援条例」(2006年)は、第三条(基本理念)において「父母その他の保護者が子育てについて最も重要な責任を有するという認識」「子どもが権利の主体であるという認識」「結婚及び出産に関する個人の意思並びに家庭及び子育ての価値に関する多様な意識が尊重される」と規定している。親の責任と同時に、「権利の主体としての子ども」(守られる権利・発達への権利・意見が尊重される権利)と「多様な意識の尊重」が謳われている。

(2) 家庭教育支援条例の内容について

2017年10月現在、条例を制定をしている自治体は表1の8県5市である。これらの条例の構成・内容は非常によく似ており、最初に制定された熊本県の条例を雛形にしたのではないと思われる。²⁴⁾そこで熊本県の「くまもと家庭教育支援条例」の全文を掲げる。

表1 家庭教育支援に関する条例を制定している自治体（2017年10月現在）

条例名	自治体	区分	制定（公布）年月
くまもと家庭教育支援条例	熊本県	県	2013年4月
鹿児島県家庭教育支援条例	鹿児島県	県	2013年10月
静岡県家庭教育支援条例	静岡県	県	2014年10月
岐阜県家庭教育支援条例	岐阜県	県	2014年12月
千曲市家庭教育支援条例	長野県千曲市	市	2015年12月
ぐんまの家庭教育応援条例	群馬県	県	2016年4月
徳島県家庭教育支援条例	徳島県	県	2016年4月
宮崎県家庭教育支援条例	宮崎県	県	2016年4月
加賀市家庭教育支援条例	石川県加賀市	市	2016年6月
茨城県家庭教育を支援するための条例	茨城県	県	2016年12月
和歌山市家庭教育支援条例	和歌山県和歌山市	市	2016年12月
豊橋市家庭教育支援条例	愛知県豊橋市	市	2017年3月
南九州市家庭教育支援条例	鹿児島県南九州市	市	2017年4月

〔くまもと家庭教育支援条例〕

前文

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点である。基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心などは、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるものである。私たちが住む熊本では、子どもは地域の宝として、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会その他県民みなで子どもの育ちを支えてきた。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中、過保護、過干渉、放任など家庭の教育力の低下が指摘されている。また、育児の不安や児童虐待などが問題となるとともに、いじめや子どもたちの自尊心の低さが課題となっている。

これまでも、教育における家庭の果たす役割と責任についての啓発など、家庭教育を支援するための様々な取組が行われてきているが、今こそ、その取組を更に進めていくことが求められている。

こうした取組により、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域、事業者、行政その他県民みなで家庭教育を支えていくことが必要である。

ここに、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる熊本の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、家庭教育の支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校等、地域住民、地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、家庭教育を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、家庭教育を支援するための施策を総合的に推進し、保護者が親として学び、成長していくこと及び子どもが将来親になることについて学ぶことを促すとともに、子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目

的とする。

(定義)

第2条 この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。）がその子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

4 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 家庭教育の支援は、保護者がその子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭教育の自主性を尊重しつつ、学校等、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、前項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、市町村、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協働して取り組むものとする。

3 県は、第1項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、保護者及び子どもの障害の有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況の多様性に配慮するものとする。

(市町村との連携)

第5条 県は、市町村が家庭教育を支援するための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、その子どもの教育について第一義的責任を有するものとして、子どもに愛情をもって接し、子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るとともに、自らが親として成長していくよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、基本理念にのっとり、家庭及び地域住民と連携し、及び協働して、子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 学校等は、県又は市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(地域の役割)

第8条 地域住民は、基本理念にのっとり、互いに協力し、家庭教育を行うのに良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域における歴史、伝統、文化及び行事等を通じ、子どもの健全な育成に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、家庭及び学校等と連携し、及び協働して、家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

3 地域活動団体は、県又は市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する従業員に係る多様な労働条件の整備その他の従業員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県又は市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第11条 知事は、毎年度、家庭教育を支援するための施策を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

第2章 家庭教育を支援するための施策

(親としての学びを支援する学習機会の提供)

第12条 県は、親としての学び（保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援する学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、親としての学びを支援する講座の開設その他の保護者の学習の機会の提供を図るものとする。

(親になるための学びの推進)

第13条 県は、親になるための学び（子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援する学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、学校等が子どもの発達段階に応じた親になるための学びの機会を提供することを支援するものとする。

(人材養成)

第14条 県は、家庭教育の支援を行う人材の養成及び資質の向上並びに家庭教育の支援を行う人材相互間の連携の推進を図るものとする。

(家庭、学校等、地域住民等の連携した活動の促進)

第15条 県は、家庭、学校等、地域住民その他の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育を支援するための活動の促進を図るものとする。

(相談体制の整備・充実)

第16条 県は、家庭教育及び子育てに関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を実施するものとする。

(広報及び啓発)

第17条 県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 県は、教育における家庭の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深め、意識を高めるため、必要な啓発を行うものとする。

3 県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の活動を促進するための取組の実施、家庭教育の支援に関する有用な事例の紹介その他の必要な施策を実施するものとする。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附則(平成27年3月20日条例第32号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(2)-1 概 観

以下では、表1の13自治体の条例の内容を概観する。

先ずすべての条例に「前文」が置かれているが、その構成はほぼ同一である。つまり「家庭が全ての教育の原点(出発点)」であることを確認し、次に「本県(市)の歴史や取り組み」を述べる。そして現代の状況として「少子化・核家族化の進行」「地域のつながりの希薄化」を挙げ、それによって「家庭の教育力の低下」「育児不安・児童虐待」「いじめ・自尊心の低さ」などの問題が起きていると指摘する。最後に「子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる」ようにするためにこの条例を制定するとしている。

本文の第1条は「目的」である。ここでは家庭教育の「基本理念」を定め、「県(市)の責務と保護者・学校・地域住民・事業者などの役割」を明らかにすることで「総合的な家庭教育支援の施策の総合的推進」「親としての学び・親になるための学びの推進」「生活習慣・自立心・心身の調和のとれた発達への寄与」を行うとする。最後の項目は教育基本法第10条が規定する家庭教育の内容と同じである。

第2条は「定義」で、例えば「家庭教育」とは「保護者などが子どもに対して行う教育」、「子ども」とは「おおむね18歳以下の者」と定めている。但し岐阜県は家庭教育の定義として、「保護者(中略)がその子どもに対して行う次に掲げる事項等を教え、又は育むことをいう」として、「一 基本的な生活習慣 二 自立心 三 自制心 四 善悪の判断 五 挨拶及び礼儀 六 思いやり 七 命の大切さ 八 家族の大切さ 九 社会のルール」の9項目を明示している。

第3条は家庭教育支援の「基本理念」であり、「保護者は子どもの教育について第一義的責任を有すること」「家庭教育の自主性の尊重」「社会のすべての構成員が一体となって取り組む」こととしている。前二者はやはり教育基本法第10条の内容を受けたものである。

第4条は「県(市)の責務(役割)」であり、「家庭教育支援施策の策定と実施」「関係者との連携・協働」そして「保護者と子どもの障害の有無・保護者の経済状況などの家庭状況の多様性への配慮」を規定している。第三項の「多様性」では「障害の有無や経済状況の多様性」に触れている。

以上のように第1条から第4条は、すべての条例で同一の構成・内容となっているが、第5条以下では若干の違いが見られるため、主な内容や自治体の独自性を確認する。

すべての条例が規定するものは、「保護者の役割」「学校等の役割」「地域（住民）の役割」「事業者の役割」「親としての学びの支援」「親になるための学びの推進」「人材育成」「相談体制」「（議会への）年次報告」「広報・啓発」である。

先ず「保護者の役割」としては、「第一義的責任の自覚」「子どもに愛情を持って接すること」「生活習慣・自立心・心身の調和のとれた発達を図ること」そして「自らが親として成長するよう努めること」をすべての条例で定めている。南九州市の条例ではこれらを敷衍する形で以下の5点を定めている。

- (1) 家庭が子どもにとって安心できるものとなるよう、愛情をもって子どもに接し、人への信頼感及び安心感を育てるようにすること。
- (2) 子どもの思いを受け止め、自らが範を示す中で望ましい生活習慣の形成を図り、健やかな成長に必要な力を身に付けられるようにすること。
- (3) 家庭内での役割分担を明確にし、子どもに家庭の一員としての責任を持たせ、自立心を育み、自尊感情・自己肯定感を高めるようにすること。
- (4) 学校の行事等への参加を通して、子どもの長所及び課題を学校と共有し、自らが親として成長していくようにすること。
- (5) 地域社会の一員として、地域活動への参加を通して、人と支え合うことの大切さを学ぶため、子どもとともに地域との交流を図るようにすること。

他の関係者（機関）の役割としては、「学校等」は「生活習慣・自立心・心身の調和のとれた発達を図ること」と「施策への協力」,「地域（住民）」は「歴史・伝統・文化・行事を通し、子どもの健全育成に努めること」と「施策への協力」,「事業者」は「職業生活と家庭生活の両立が図れる労働条件」の実現と「施策への協力」を、各々定めている。

さらに岐阜県・群馬県・茨城県は「祖父母の役割」を規定する条文を設けている（群馬県は「祖父母の世代の役割」。また徳島県は「保護者の役割」の条文の第2項で「祖父母の役割」を規定している）。内容としては「積極的に家庭教育に協力すること・家庭の教育力低下を補うこと（岐阜県）」「子育ての智恵・経験をいかすこと（群馬県・茨城県）」である。

次は「学び」の支援・推進である。いずれの条例でも「親としての学びの支援のための学習機会の提供」と「親になるための学びの推進」の2点を挙げている。前者については「発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容・子育ての知識（の提供）」「親として成長するために必要なこと（の学習）」「講座・学習機会の提供」が、後者については「家庭の役割・子育ての意義・将来親になることについて子どもが学ぶこと」「学習方法の開発・普及」「親になるための学びの機会を学校が提供することを行政が支援すること」を、各々規定している。

さらにいずれの条例でも「人材育成」「相談体制」「広報及び啓発」に触れている。「財政上の措置」については県条例はすべて規定しているが、市では加賀市・和歌山市・南九州市では言及がない。行政間の連携については多くの県で「市町村との連携」に触れており、宮崎県・茨城県は「国との連携」も付加されている。

「家庭、学校等、地域住民等の連携した活動の促進」についても静岡県・茨城県以外の県や市で規定している。

また岐阜県・徳島県・茨城県では「家庭教育の日・週間・月間」についても触れている。

この他としては、「家庭教育の支援活動への支援」（静岡県・岐阜県）、「家庭における就学前教育の充実」「幼稚園等に対する就学前教育の支援」（茨城県）、「家庭教育について学び合い、支え合う環境の整備等」（静岡県）、「多様な家庭環境に配慮した支援及び関係者間の連携強化」（茨城県）、「県民の理解の増進等」（静岡県）、「学校等への支援」「子どもの自主的活動への支援」「地域社会への支援」「事業者の理解及び協力の推進」「市民の理解及び協力」（南九州市）、などの規定が見られる。

例えば南九州市の「子どもの自主的活動への支援」（第13条）は「市は、郷土の教育的伝統と風土を生かしながら、平和学習、伝統文化、スポーツ活動、体験活動等の自主的活動を支援するとともに、行事等への主体的な参加及び参画の機会の拡充に向けた支援を行うものとする」と定めている。

(2)-2 問題点の検討

以下に現在制定されている家庭教育支援条例の内容をさらに検討する。

第一には、先に触れたように、自治体により若干の違いや独自性が見られるが、「目的」「基本理念」や「保護者の役割」など中心となる部分の内容はほぼ同一である。本来であれば自治体の個性が表されるべき前文の内容も類似している。参考までに岐阜県と南九州市の条例の前文を掲げる。

[岐阜県]

父母その他の保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有し、基本的な生活習慣、自立心、自制心、道徳観、礼儀、社会のルールなどを身に付けさせるとともに、心身の調和のとれた発達を図ることが求められている。これらは、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるもので、その点において、家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点であると言える。

岐阜県では、豊かな自然、歴史、文化や伝統はもとより、三世同居の割合が高いこと、持ち家率が高いなど住宅事情が良いことなどの環境の中で家庭教育が行われてきた。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、共働きやひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中、家庭の教育力の低下が指摘されるとともに、育児不安、児童虐待、いじめなどが社会問題となっている。また、他人の子どもを注意できないなど、地域の教育力の低下も指摘されている。

このような中、これまで行われてきた家庭教育を支援するための取組を更に進め、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、自主的に取り組むとともに、家庭を取り巻く地域、学校等、事業者、行政その他県民皆で家庭教育を支えていくことが必要である。

ここに、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境整備に努めるとともに、家庭教育を地域全体で応援する社会的気運を醸成することで、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる岐阜県の実現を目指して、この条例を制定する。

[南九州市]

家庭は、教育の原点であり、すべての教育の出発点であると言われます。基本的な生活習慣、倫理観、自立心や自制心などは、家族との触れ合いを通じて家庭で育まれます。私たちの南九州市では、これまでもそれぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会で、子どもの育ちを支えてきました。

しかしながら、地域や家庭の教育力の低下や子育て等に対する親の不安や児童虐待などの問題とともに、いじめ問題や子どもの自尊心の低さも指摘されています。また、少子化や核家族化の進行、情報化社会の

進展、地域社会への関心や連帯感の希薄化等の状況を踏まえると、子育てへの不安を解消し安心して子育てができる取組を地域社会で支援していくとともに、次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくりなど、家庭教育への支援を更に進めていくことが求められています。

そのような背景の中で、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識するとともに、家庭を取り巻く学校、地域社会、事業者、行政等がそれぞれの役割を果たし、家庭教育を支えていく風土を醸成していく必要があります。

ここに、社会全体による協働の子育て・人づくりを進め、子どもの健やかな成長に喜びを実感できる南九州市の実現を目指して、この条例を制定します。

前文に見られる現状認識や課題、目標が類似している（ほぼ同一である）ことから、実際に地域の現状を観察し、課題や目標を導いた結果ではないのだろうと推測できる。

第二はこれと関連するが、現状を判断する根拠が明らかでない。とりわけ現状について「家庭の教育力の低下」と判断する理由が不明である。また何をもって「育児不安・親の不安」と捉えるかについても示されていない。全体としてステレオタイプ的な現状認識に基づいていると考えられる。

第三は保護者の役割に関して、多くの条例で「愛情をもって子供に接する」と規定されている。これ自体が「望ましい」ことを否定することはできないが、行政が住民の精神面にまで立ち入って規定するのは問題である。また前文で「虐待」の問題も指摘されているが、子どもに愛情を注ぐことのできない親の存在を考えると、条例で規定することは無意味であり、さらには親を追い詰める可能性がある。先に触れたように「県（市）の債務（役割）」を定めた第4条第三項の「多様性」では「障害の有無や経済状況の多様性」に触れているが、それは家庭教育の内容・方法についての判断、価値観やライフスタイルの多様性ではない。このように見れば保護者の様々なレベルでの多様性が考慮されていないと言える。

第四はいくつかの自治体で定められていた祖父母の役割に関して、条例では「家庭の教育力の低下を補う」「子育ての知恵」とされているが、祖父母が関わることで教育力が高まると言えるのかどうか、やはり根拠が不明確である。逆に、祖父母が関わることで親が教育をしづらくなる懸念があり、また祖父母世代の子育てが必ずしも良いとは言えないことを考えれば、この規定の意味は疑わしいと言わざるを得ない。

第五は、親としての学びの支援に関して、「家庭教育の内容について学び、親として成長する」ことが求められているが、やはり家庭教育の多様性を無視して、「望ましい親の在り方」を画一的に規定するものと言える。保護者（親）が子どもに何をどのように教えるかは基本的には私事であり、行政の役割は、例えば親のコミュニティ形成の支援（親同士の情報交換の場の確保など）ではないかと考える。

第六に、親になるための学びの推進についても、子ども（特に高校生）が将来結婚をして親になることを前提とする傾向にある。ここでもまた子どもの人生選択の可能性と多様性が考慮されていない（例えば結婚をしないで子どもを産む、あるいは同性結婚をする、などの選択肢は初めから除外されているのであろう）。

最後に、先に触れたように、子どもに関わる条例あるいは法令はすでに様々なものが制定されている。その上またこのような家庭教育支援条例の制定が本当に必要かどうか、疑問である。「子どもの

権利条例」あるいは「子育て支援条例」で対応する方が実効性が高いのではないかと考える。

(3) 「親になるための教育」「ライフプラン教育」について

各自治体では家庭教育支援条例の規定に沿って、あるいはそれと並行して、家庭教育に関わる様々な施策を進めている。その中に「ライフプラン教育」と呼ばれる取り組みがある。主に高校生を対象として、県の教育委員会などが副読本やパンフレットを作成配布するものである。例えば以下のようなものがある（この中には家庭教育支援条例を制定していない自治体も含まれる）。

大分県 『おおいた「親学のすすめ」読本』 2008年

岐阜県 『未来の生き方を考える ― Life Planning Booklet ―』 2014年

新潟県 『家庭教育支援ガイドブック』 2016年

秋田県 『少子化を考える高等学校副読本「考えよう ライフプランと地域の未来」』 2017年
『家庭教育支援ガイドブック』 2017年

栃木県 『とちぎの高校生「じぶん未来学」』 2016年

福岡県 『My Life Design～人生を豊かに生きるには～』

三重県 ライフプラン教育²⁵⁾

熊本県 『ライフデザイン手帳』

愛知県 中学生対象の「いのちの授業」

沖縄県 『沖縄県人口増加計画』²⁶⁾

条例の有無に関わらず、主に家庭科や総合的な学習の時間などを使った授業が想定されている。結婚・親になることを目指す少子化対策のための教育と捉えることができよう。高校の家庭科教員を対象とした講座を行い、条例で規定されている（親になるための学びの推進の）「人材の育成」を行っている自治体もある。²⁷⁾ これらの内容については稿を改めて検討を行う予定である。

(4) 家庭教育支援法案について

家庭教育支援条例は「家庭教育支援法」の自治体版であると言われる。以下は政府が成立を目指していると思われる家庭教育支援法案である。

家庭教育支援法案（仮称）未定稿 [平成28年10月20日]²⁸⁾

(目的)

第一条 この法律は、同一の世帯に属する家族の構成員の数が減少したこと、家族が共に過ごす時間が短くなったこと、家庭と地域社会との関係が希薄になったこと等の家庭をめぐる環境の変化に伴い、家庭教育を支援することが緊要な課題となっていることに鑑み、教育基本法（平成十八年法律第一二〇号）の精神にのっとり、家庭教育支援に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、家庭教育支援に関する必要な事項を定めることにより、家庭教育支援に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 家庭教育は、父母その他の保護者の第一義的責任において、父母その他の保護者が子に生活のた

めに必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めることにより、行われるものとする。

2 家庭教育支援は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、社会の基礎的な集団である家族が共同生活を営む場である家庭において、父母その他の保護者が子に社会との関わりを自覚させ、子の人格形成の基礎を培い、子に国家及び社会の形成者として必要な資質が備わるようにすることができるよう環境の整備を図ることを旨として行われなければならない。

3 家庭教育支援は、家庭教育を通じて、父母その他の保護者が子育ての意義についての理解を深め、かつ、子育てに伴う喜びを実感できるように配慮して行われなければならない。

4 家庭教育支援は、国、地方公共団体、学校、保育所、地域住民、事業者その他の関係者の連携の下に、社会全体における取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、家庭教育支援に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校又は保育所の設置者の責務)

第五条 学校又は保育所の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校又は保育所が地域住民その他の関係者の家庭教育支援に関する活動の拠点としての役割を果たすようにするよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する家庭教育支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(地域住民等の責務)

第六条 地域住民等は、基本理念にのっとり、家庭教育支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体が実施する家庭教育支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係者相互間の連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、家庭教育支援に関する施策が円滑に実施されるよう、家庭、学校、保育所、地域住民、事業者その他の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第八条 国及び地方公共団体は、家庭教育支援に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(家庭教育支援基本方針)

第九条 文部科学大臣は、家庭教育支援を総合的に推進するための基本的な方針（以下この条及び次条において「家庭教育支援基本方針」という。）を定めるものとする。

2 家庭教育支援基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 家庭教育支援の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 家庭教育支援の内容に関する事項
- 三 その他家庭教育支援に関する重要事項

3 文部科学大臣は、家庭教育支援基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 文部科学大臣は、家庭教育支援基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(地方公共団体における家庭教育支援を総合的に推進するための基本的な方針)

第十条 地方公共団体は、家庭教育支援基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における家庭教育支援を総合的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

(学習機会の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者に対する家庭教育に関する学習の機会の提供、家庭教育に関する相談体制の整備その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十二条 国及び地方公共団体は、家庭教育支援に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域における家庭教育支援の充実)

第十三条 国及び地方公共団体は、地域住民及び教育、福祉、医療又は保健に関し専門的知識を有する者がそれぞれ適切に役割を分担しつつ相互に協力して行う家庭教育支援に関する活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(啓発活動)

第十四条 国及び地方公共団体は、家庭教育支援に関する取組等について必要な広報その他の啓発活動を行うよう努めるものとする。

(調査研究等)

第十五条 国及び地方公共団体は、家庭をめぐる環境についての調査研究、海外における家庭教育支援に関する調査研究その他の家庭教育支援に関する調査研究並びにその成果の普及及び活用に努めるとともに、家庭教育支援に関する情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

附則 この法律は、〇〇〇から施行する。

なおその後の報道(朝日新聞 2017年2月14日付)で、以下のような修正点があることが伝えられた。

【削除】(第二条)

- ・家庭教育の自主性を尊重
- ・社会の基礎的な集団である家族
- ・国家及び社会の形成者として必要な資質

【追加】

- ・家庭教育支援の重要性

【文言の変更】

- ・地域住民等の責務→地域住民等の役割(第六条)
- ・学習の機会の提供→学習の機会及び情報の提供(第十一条)
- ・地域における家庭教育支援の充実→地域における家庭教育支援活動に対する支援(第十三条)

第二条関係の削除(二点目と三点目)は、法案の内容が公になってから批判が強かった部分であり、

文言の変更は、自治体の条例での表現に合わせたものであると言える。

法案の内容は、まさに家庭教育支援条例の法律版であると言える。条例と大きく異なるのは、家庭教育支援基本方針（第9条）の規定がある一方で、前文と「保護者の役割」規定がないことである。前者については国が基本方針を策定し、自治体や地域関係者がそれに協力する体制が条例以上に強調されることになる。後者に関しては、条例の前文に記されていた現状認識などは第一条に記し（条例と同様の問題があるが）、保護者の役割も事実上第二条に規定している。条例で指摘した問題はそのまま法案にも当てはまるものである。

3 親学について

(1) 「親学」と家庭教育支援条例・法案

これまで見てきた家庭教育支援条例や支援法の制定を推進している勢力の一つが「親学」の関係者である。現在の組織としては、親学推進協会²⁹⁾（2006年12月21日設立）が中心的である。親学推進協会は、PHP親学研究会を母体としており、現会長は高橋史朗、元会長は木村治美である。協会のサイトの「歴史的背景」は「昭和62年4月 臨時教育審議会最終答申「親となるための学習」」から始まっている。木村が臨時教育審議会の委員であり、その場で「親になるための教育」を提唱したとされている。³⁰⁾

これに呼応する形で、家庭教育支援（親学推進）議員連盟が2012年4月10日に設立された（会長：安倍晋三）。議員連盟の設立総会で、木村・高橋が記念講演を行っている。また、教育再生会議は2007年4月17日に第二分科会（規範意識・家族・地域教育再生分科会）で高橋史朗からのヒアリングを行っている（「親学（おやがく）」に関する緊急提言）がまとめられる約一週間前）。また熊本県も家庭教育条例制定にあたって、高橋史朗を含めた3人からヒアリングを実施している。³¹⁾ このように親学推進協会、とりわけ高橋史朗は条例・法の推進の中心人物であり、議員への影響力も持っていると言える。

同時に高橋と木村は日本会議（1997年5月30日設立）の会員でもあり、「男女共同参画社会」「夫婦別姓」への批判を展開していた。

さらに高橋史朗は「子どもの権利条例」も批判している。³²⁾ 彼は、子どもの権利条約を踏まえて制定されようとしている長野県子ども支援条例について、「子供をパートナー扱いしてしまうと、他律によって自律へと導く教育や指導、しつけが否定されかねないのが最大の問題だ」「新たに条例が制定されることで『指導から支援への転換』という誤った子供中心主義へ逆戻りすることが懸念される」と述べている。

このように、「男女共同参画社会」や「夫婦別姓」、そして「子どもの権利条例」を批判する立場にある人物が家庭教育支援条例や法を推進しているのである。³³⁾

(2) 「親学」とは何か

親学の内容については、高橋史朗をはじめとする関係者が多くの文章を発表しているが、ここでは『親学』の教科書『親が育つ 子どもが育つ』（PHP親学研究会編 PHP研究所 2007年）に拠って確認を行う。³⁴⁾

先ず親学は改定教育基本法で明記された「保護者に対する学習」であるとされる。教育基本法改定によって、親学の実践に法的根拠が与えられたとの基本的認識がある。

親学の出発点は「人間の本性にもとづいて、親が子を導き育て、子は親を見て成長するといった親子の絆の根底に立ち、親としての責任を果たし、人間としての人格の完成を目指す」「その一番大切なものは、「親子の愛の絆」とする考え方である。そして子どもが生まれたときに、「親」もまた誕生する。子どもの人生がはじまると同時に、「親」としての人生を歩みはじめる。親もまた、親としての経験を積み重ねて、子どもとともに育っていく。その意味では、子育ては「親育て」なのである。

そして、子どもと家庭についての現状としては、「子どもの心の問題」（我慢ができない、コミュニケーション能力が低いなど）「生活習慣の乱れ」「親の教育力の低下」「家庭と地域の役割の低下」を指摘している。また、子育て支援として整備されてきた保育所などは「親の教育力不足」の補完であり、むしろ親の教育力低下の一因となっていると見なしている。

現代の課題として親学が目指すのは、1. 子どもの心の育成（「親の成長を通して子どもの心を育てること」）、2. 親の成長（「親自身が変わり、成長しなければならない」「主体変容」「教育は共育」）、3. 父親の子育て参加、である。

親学の理念として次の3点を挙げている。

1. 教育の原点は家庭にある。親は人生の最初の教師として、教育の第一義的責任を負うことを深く自覚する
2. 発達段階に応じて家庭教育で配慮すべき重点は異なる（胎児期・乳児期・幼児期・児童期・思春期という子どもの発達段階に応じ、家庭教育で配慮すべき重点は異なる）
3. 母性と父性の役割を明確にする（男女の特性をそれぞれ活かし、お互いが補いあいながら、共同で子どもの心と体の成長をつちかかっていく）

このような考え方の下、具体的な家庭教育の実践が述べられるのである。その概要（章、節、小見出しのタイトル）は以下のようなものである。

1. 親自身が成長するために ①まず、現在の自分を肯定する ②客観的に自分を見直す（人生観、社会観、人間観、幸福観）③健康的な生活を送る ④自らを磨く（心、知性、感性、社会性）。
2. 子どもの人間性をはぐくむために ①子どもにもっと関心をもつ ②子どもとのかかわり方 ③他者とともに生きる力を養う（共感性、社会性、抑制力、自己効力感）。
3. 愛のある家庭をつくるために ①家族との絆と愛をはぐくむ（愛とは受け止めること、愛を伝えるために）②心のぬくもりを伝えあう（家族の中で感謝しあう、思いやりの心をもつ、助けあう習慣をつける、家族のルーツ・先祖を大切にす）③ルールを築き守る（わが家の家訓をもつ）④食育を大事にする（「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつ、食事中はテレビを消す、箸を正しくもつ）⑤睡眠をきちんととる ⑥5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）を大事に ⑦あいさつができる家庭をつくる。

以上が親学のテキストに書かれているポイントである。親学についての本格的検討は稿を改めて行いたい、とりあえず筆者が考える問題点を指摘しておく。

第一に、親学は一つのまとまった体系ではない点である。引用される人物には、モンテッソーリ、マザー・テレサ、キュリー夫人などがあり、理論としてもEQ (Emotional Quotient)、親業 (Parent Effectiveness Training) など雑多である。個々の内容について論じるよりも、これらがどのような文脈で引用されているのかに着目すべきであろう。

第二に、「子どもの心の問題」とされる事柄が本当に「心の問題」なのかである。子どもや家族が置かれている社会的・経済的、あるいは文化的状況を考慮する必要がある。また児童虐待の問題に関しても、昔の方がより一般的であったとされている。³⁵⁾

第三に、上記と同様のことは親についても言える。「親としての責任の自覚」や「自己を肯定する」などの自己認識を変えること以上に、親が親として行動できるような社会的条件の整備がより重要である。例えば虐待にしても、親の自覚の問題以上に、置かれている状況や家族の人間関係などに起因する 경우가多く、「親の心」に焦点を当てるのは問題を矮小化することになる。

第四に、子育てと家族の多様性が考慮されていない問題である。例えば母性と父性の強調は（それが現実の母親と父親に対応するものではないとしても）異性の夫婦を前提としていると考えられる。また発達段階に沿った子育ての強調は、発達段階を固定的に捉えるならば、ある意味で子どもを育てる客体と見なし、子ども自身の主体性や自己決定を認めない方向に向かう危険性をはらむ。

第五に、子育てを家族の中の問題として捉え、子どもを育てることの共同性・社会性を軽視している。「親」に焦点を当てることで、子育ては多様な人々の協働で行われる営みである点が無視されるのである。³⁶⁾

まとめと今後の課題

(1) 「家庭教育支援をどう見るか」 文部科学省（文部省）と内閣との関係

先に見たように、文部科学省（文部省）の基本姿勢は、「男女共同参画社会」「ワーク・ライフ・バランス」の理念を念頭に置き、同時に「家族をめぐる多様な価値観と実態」にそれなりに配慮したものとと言える。

それに対して、家庭教育支援法案は、「男女共同参画社会」や「子どもの権利条約（条例）」に対して（「選択的夫婦別姓」に対しても）批判的な立場を取る「親学」に拠る（これは、臨時教育審議会→教育改革国民会議→教育再生会議→教育再生実行会議の流れの中にあり、これらは総理府・内閣府・首相官邸などに置かれたものである）。

同じ「家庭教育支援」とされていても、文部科学省の「家庭教育支援政策」と政府の「家庭教育支援法案」は異質なものであると考えられる。

(2) 家庭教育支援条例と家庭教育支援法案の問題点

家庭教育支援条例については、自治体により若干の違いはあるが基本的内容は同一であると言え、自治体の主体性がどこまで発揮されているのかが不明である。首長の意向で条例が制定された例もあり、ある意味で「保守派による草の根運動」により、条例が制定されている面があると考えられる。

筆者は「子どもの権利条例」の批判者が「家庭教育支援条例」を推進する構図に疑問を感じている。「子どもの権利条例」は「子どもを権利の主体として認める」ことを主眼とするものである。それを認めない立場からの家庭教育支援は、子どもを客体（教えやしつけの対象）としてしか見ないことになる。また「子ども・子育て支援条例」は「子育てが社会・地域全体で行われることを認める」ものである。「家庭教育支援条例」の推進者たちが「子ども・子育て条例」を直接批判している訳ではないが、「子ども・子育て条例」とは別の条例を提案することは「社会・地域全体による子育て」を軽視あるいは否定し、子育てを親だけの責任とするものになるのである。

そして家庭教育という私的領域に行政が関与することの問題性もある。倉石一郎は、支援条例や法案を単に行政の私的領域への介入強化と捉えるのは不十分であり、「家庭を私的領域から公的領域へと引きずり出す「連れ出し」ベクトル」という視点を提唱しているが、³⁷⁾家庭教育が公的なものとして（国の末端の組織として）位置付けられる事態に留意しなければならないと考える。

法案についても同様の問題点があることは明らかであり、今後の動向を注視する必要がある。

(3) 今後の課題

今後の課題としては、まず、各自治体の具体的取り組みの検証である。とりわけ、「親になるための学び」が「ライフプラン教育」としてどのように行われているのかを確認することが必要である。

第二は「親学」の更なる検討である。その内容と同時に、普及のルート（親学講座・親学アドバイザー認定講座・親学研究会）を明らかにすることが重要である。「ライフプラン教育」と同様に、保育園・幼稚園を含めた学校の場合、一つのルートとして想定されているのであり、その実態を確認する必要がある。

第三には、国レベルでの「家庭教育支援政策」の動向を見極めることである。家庭教育支援法案の行方に加えて、文部科学省が進めている「家庭教育支援員の配置」の政策が今後どのように展開するのか、そしてこれまでの「子育て支援政策」との関係はどうなるのかを特に注視しなければならない。

おわりに

本稿は、総合女性史学会第147回例会（近現代史）での口頭発表（2017年9月10日 於文京区男女平等センター 友野清文・佐々木邑華）の内容を基にしたものである。共同発表者の佐々木邑華さん（昭和女子大学日本語日本文学科3年生）とは、2017年春から資料の収集・整理、読み合わせなどとともにやってきた。各自治体の家庭教育支援条例のデータ入力やその分析については佐々木さんが行い、口頭発表でもその部分を担当して頂いた。その後の論文執筆でも、意見を交換しながら進めてきた。その意味で佐々木さんは実質的な共同執筆者であると言ってよい。この場を借りて心からお礼を申し上げる。但し内容についての責任はすべて友野にあることを申し添える。

なお本稿は昭和女子大学の研究助成を受けたものである。

註

- 1) 例えば、奥村典子『動員される母親たち—戦時下における家庭教育振興政策』 六花出版 2014年
- 2) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_chukyo_index/toushin/1309550.htm (2017年7月26日参照)
- 3) 第二次答申について伝えた読売新聞（1986年4月24日付）の社会面（23面）の記事では「「家庭の教育力」って何だろう。（中略）臨教審の第二次答申には、この耳慣れない言葉が数多く飛び出した。」と述べている。
- 4) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_chukyo_index/toushin/1309574.htm (2017年7月26日参照)
- 5) 1985年の女子差別撤廃条約批准後、「男女平等法」の制定への動きが始まった。1994年6月総理府に男女共同参画室が設置され、「男女共同参画社会」という用語が行政で使われるようになった。男女共同参画社会基本法の成立は1999年である。
- 6) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_chukyo_index/toushin/attach/1309594.htm

(2017年7月26日参照)

7) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/980601.htm (2017年8月4日参照)

8) 広井多鶴子 <http://hiroitz.sakura.ne.jp/styled-54/index.html> (2017年8月10日参照)

その後も法令の改正により、保護者の「第一義的責任」を謳う法律は以下の通りとなっている。(右の年は、この用語が使われるようになった年(改定年)を示している。)

少子化社会対策基本法(平成十五年七月三十日法律第百三十三号) 2003年

次世代育成支援対策推進法(平成十五年七月十六日法律第百二十号) 2003年

教育基本法(平成十八年十二月二十二日法律第百二十号) 2006年

児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年五月二十四日法律第八十二号) 2007年

子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 2012年

児童手当法(昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号) 2012年

いじめ防止対策推進法(平成二十五年六月二十八日法律第七十一号) 2013年

児童福祉法(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号) 2016年

(e-Gov 電子政府法令データ提供システム <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi> 2017年8月17日参照)

この表現は子どもの権利条約第18条、第27条で用いられている「the primary responsibility」の訳語でもあるが、子どもの権利条約では「子どもの最善の利益」を確保する文脈で用いられている。

9) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/007/toushin/020701.htm (2017年8月10日参照)

10) 児童虐待の防止等に関する法律が成立したのは2000年である。

11) 生涯学習審議会は1990年に発足した。これは臨時教育審議会が「生涯学習体系への移行」を教育改革の柱の一つとして打ち出し、1990年に、文部省の筆頭局として「生涯学習局」が設置されたのを受けたものである。2001年の省庁再編の中で、中央教育審議会生涯学習分科会に改組された。

12) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/jidaiwoninai/980507report.html#minasamae> (2017年8月7日参照)

13) <http://www.kantei.go.jp/jp/kyouiku/houkoku/1222report.html> (2017年8月7日参照)

14) 教育再生会議第一次報告「社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～」

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku/houkoku/honbun0124.pdf> 2017年8月10日参照)

15) 教育再生会議第二次報告「社会総がかりで教育再生を～公教育再生に向けた更なる一歩と「教育新時代」のための基盤の再構築～」

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku/houkoku/honbun0601.pdf> 2017年8月10日参照)

16) 第二次報告に先立つ2007年4月、同会議は以下のような「親学(おやがく)」に関する緊急提言を発表しようとしたが、当時の文部科学大臣からの批判などもあり、断念した。ただ内容の一部は第二次報告に盛り込まれている。

「親学(おやがく)」に関する緊急提言のポイント

(1) 子守歌を聞かせ、母乳で育児

(2) 授乳中はテレビをつけない。5歳から子どもにテレビ、ビデオを長時間見せない

(3) 早寝早起き朝ごはんの励行

(4) PTAに父親も参加。子どもと対話し教科書にも目を通す

(5) インターネットや携帯電話で有害サイトへの接続を制限する「フィルタリング」の実施

(6) 企業は授乳休憩で母親を守る

(7) 親子でテレビではなく演劇などの芸術を鑑賞

(8) 乳幼児健診などに合わせて自治体が「親学」講座を実施

(9) 遊び場確保に道路を一時開放

- (10) 幼児段階であいさつなど基本の徳目、思春期前までに社会性を持つ徳目を習得させる
- (11) 思春期からは自尊心が低下しないよう努める
- 17) 教育再生会議第三次報告「社会総がかりで教育再生を～学校、家庭、地域、企業、団体、メディア、行政が一体となって、全ての子供のために公教育を再生する～」
(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku/houkoku/honbun1225.pdf> 2017年8月10日参照)
- 18) 教育再生実行会議（第十次提言）「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」
(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dai10_1.pdf 2017年8月10日参照)
- 19) http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/04/16/1319539_1_1.pdf p.5 (2017年8月10日参照)
- 20) 報告書などは確認できなかった。
- 21) http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/04/03/1383700_01.pdf p.2 (2017年8月4日参照)
- 22) 同上 p.4
- 23) 内閣府『子ども・子育て白書 平成24年版』参考資料「子どもに関する条例の制定状況及びその規定内容」
(<http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h24honpenpdf/pdf/ref14.pdf> 2017年8月20日参照)
- 24) 熊本県の条例を雛形（原型）としている（あるいは熊本県を含めて共通の原型がある）ことは、資料上は未確認である。しかしこれまでの「子どもの権利条例」などでは、自治体により内容・表現が多様であるのに対して、家庭教育支援条例は類似点が多く、各自治体が独自に策定したものであるとは考えにくい。
- 25) <http://www.pref.mie.lg.jp/common/03/ci500004937.htm> (2017年8月17日参照)
- 26) <http://www.jinkou-okinawa.com/index.php> (2017年8月17日参照)
- 27) 熊本県教育委員会「平成28年度 家庭教育支援の推進に関する施策報告（概要）」
(<http://kyouiku.higo.ed.jp/page3558/page4345/> 2017年7月15日参照)
- 28) 24条を変えさせないキャンペーン 2017年1月13日投稿の記事 (<https://article24campaign.wordpress.com/> 2017年10月8日参照)
- 29) 親学推進協会「親が変われば、子どもも変わる」
(<http://www.oyagaku.org/> 2017年8月10日参照)
- 30) 木村治美『しなやかな教育論—私の臨教審レポート』（文藝春秋 1988年）
- 31) 平野みどり「「くまもと県家庭教育支援条例」制定について」（『進歩と改革』735号 pp.70-73 2013年）
- 32) 産経新聞電子版 2014年1月24日
(<http://www.sankei.com/politics/news/140124/plt1401240048-n1.html> 2017年8月27日参照)
- 33) 親学については、TOSS（代表 向山洋一）、全日本教職員連盟（全日教連）、日本青年会議所、日本弘道会も関係している。例えば「親守詩」（親子で作る短歌）のコンクールの実質的主催者はTOSSである。また日本弘道会の機関誌『弘道』には、親学の特集が複数回組まれている。
- 34) 併せて、山口敏昭「なぜ今、“子育て”か ～「親学」を考える～」（2007年6月15日）を参考にした。
(http://www.geibundo.com/yamaguchi/yamaguchi_somo070615.pdf#search=%27%E8%A6%AA%E5%AD%A6%E3%81%AE%E6%95%99%E7%A7%91%E6%9B%B8+%E5%B1%B1%E5%8F%A3%27 2017年7月15日参照)
- 35) 例えば、大倉幸宏『「昔はよかった」と言うけれど—戦前のマナー・モラルから考える』（新評論 2013年）を参照。
- 36) 親学が社会的に知られるようになったのは、先に触れた教育再生会議の「「親学（おやがく）」に関する緊急提言」の試み（2007年）と、ある政党が提案しようとした大阪市家庭教育条例案の中に「わが国の伝統的子育てによって発達障害は予防、防止できる」との記述があり、それが親学の主張であるとされたこと（2012年5月）によってであった。本稿ではこの点には触れないが、親学の言う「科学的知見による子育て」の内

実も問われる必要がある。

- 37) 倉石一郎「教育基本法「家庭教育条項」と「支援法」を結ぶライン・その向こうにあるもの—深層を読み解く一つのころみ—」(教育文化総合研究所『教育と文化』88号 2017年)

参考文献

- 木村涼子『家庭教育は誰のもの?—家庭教育支援法はなぜ問題か』岩波ブックレットNo.965 岩波書店 2017年
菅野完『日本会議の研究』扶桑社 2016年
塚田穂高編著『徹底検証 日本の右傾化』筑摩書房 2017年
 (特に 第IV部 家族と女性—上からの押し付け, 連動する草の根
 第10章 重要条文・憲法二四条はなぜ狙われるのか 清末愛砂
 第11章 結婚, 家族をめぐる保守の動き 斉藤正美
 第12章 税制で誘導される「家族の絆」堀内京子)
西山千恵子・栢植あづみ編著『文科省/高校「妊活」教材の嘘』論創社 2017年
本田由紀・伊藤公雄編著『国家がなぜ家族に干渉するのか 法案・政策の背後にあるもの』青弓社 2017年
山崎雅弘『日本会議 戦前回帰への情念』集英社 2016年

以上に掲げた他に執筆にあたって参考にした論文など一覧(刊行順)

- おがわとしお「「家庭基盤」対策の「基盤」は何か」『国民教育』(44) 国民教育研究所 1980年 pp.102-103
村松喬「ご都合主義的な創作」『国民教育』(44) 国民教育研究所 1980年 pp.104-105
宗像なみ子「老人と孫と働く母親と」『国民教育』(44) 国民教育研究所 1980年 pp.106-107
中嶋みさき「今なぜ家庭教育か」『人間と教育』(29) 民主教育研究所 2001年 pp.44-48
山田総一郎「家庭教育の現状と家庭教育支援施策について」『日本教材文化研究財団研究紀要』(31) 2001年 pp.26-30
望月嵩「家庭教育学の構想」『家庭フォーラム』(14) 日本家庭教育学会 2005年 pp.4-11
福田博子「親学のすすめ」『家庭フォーラム』(14) 日本家庭教育学会 2005年 pp.29-37
金子珠理「「男女共同参画社会」における家庭教育振興政策—「家庭教育学級」の現在」『天理大学おやさと研究所年報』(13) 2006年 pp.41-53
広井多鶴子「核家族化は「家庭の教育機能」を低下させたか」『生活福祉研究』(57) 明治安田生活福祉研究所 2006年 pp.4-22
高橋史朗「「親学」についての一考察(1)」『明星大学教育学研究紀要』(21) 2006年 pp.95-109
中藤洋子「「家庭教育」のゆくえ—家庭教育条項の特立新設への過程と問題点から」『季刊教育法』(152) 2007年 pp.20-25
木村浩則「親学とは 親学=家庭版「心の教育」を超えて」『クレスコ』(79) 全日本教職員組合 2007年 pp.22-25
高橋史朗「教育再生会議と「親学」」『日本教育』(360) 2007年 pp.18-21
片岡洋子「「親学」は子育てで支援になり得るか—「正しい家庭」イデオロギーの危険性—」『人間と教育』(55) 民主教育研究所 2007年 pp.20-27
大森修「「家庭教育」「社会教育」条文はPTA問題を抜きにできない」『現代教育科学』(609) 2007年 pp.20-22
菊川律子「家庭教育施策・事業のこれまでとこれから—新条文第10条と家庭教育施策・事業—」『社会教育』(731) 2007年 pp.20-24
長田安司「経済・市場優先の保育行政の問題点と「親学」の実践」『祖国と青年』(349) 日本協議会・日本青年協議会 2007年 pp.24-34

- 加藤秀一「ジェンダー論の練習問題 第28回「親学」をできるだけ速やかに死語にしよう」『解放教育』(477) 2007年 pp.72-74
- 田中壮一郎「教育基本法の改正と教育改革(10) 10条「家庭教育」/11条「幼児期の教育」」『教職研修』(434) 2008年 pp.108-112
- 高橋史朗「親学誕生の背景と基本理念」『家庭フォーラム』(19) 日本家庭教育学会 2008年 pp.4-13
- 工藤真由美「家庭教育の現状と課題」『四條畷学園短期大学紀要』(43) 2010年 pp.9-12
- 高橋史朗「脳科学と徳育—親学との連携」『明星大学教育科学研究紀要』(25) 2010年 pp.91-105
- 桜庭大和「“子育て支援”に騙されるな 親を追い詰める「親学」のウソ」『金曜日』(833) 2010年 p.19
- 「大阪維新の会・大阪市議団が「家庭教育支援条例(案)」を全面撤回:高橋史朗教授は「更に論議を尽くす必要」を訴える」『国内動向』(1250) 日本教育協会 2012年 pp.18-24
- 平川則男「家族と社会化をめぐる闘争の三〇年:家庭基盤の充実政策から社会保障と税の一体改革までを見る」『社会主義』(615) 2013年 pp.27-32
- 高橋史朗「親の自立を促す親学の課題」『家庭フォーラム』(25) 日本家庭教育学会 2013年 pp.4-12
- 高橋史朗「日本の精神的伝統に基づく「親学」の推進を—「親守詩」で親子の絆を取り戻そう—」『祖国と青年』(416) 日本協議会・日本青年協議会 2013年 pp.22-31
- 瀧敦弘「日本における家族政策の展開」『広島大学経済論叢』37(2) 2013年 pp.69-76
- 佐藤正志「教育の危機管理 家庭教育支援—学校の役割—」『週刊教育資料』(1299) 2014年 pp.21-23
- 三浦まり「新自由主義的母性—「女性の活躍」政策の矛盾」『ジェンダー研究』(18) お茶の水女子大学ジェンダー研究センター 2015年 pp.53-68
- 佐藤貢悦・巖錫仁・西中研二・平良直「日本における「家庭教育」の現状とその課題について」『家庭教育研究』(21) 日本家庭教育学会 2016年 pp.1-11
- 田中彰「「親学」再考」『社会臨床雑誌』23(3) 日本社会臨床学会 2016年 pp.70-76
- 呉裁喜「父親の育児参加と家族政策」『大東文化大学紀要 社会科学』(54) 2016年 pp.59-68
- FACTA REPORT「整う戦時体制 復古の目玉「家庭教育支援法」」『FACTA』12(1) 2017年 pp.62-64
- 藤森毅「これはヤバい! 安倍流 家庭教育支援「統制」法案」『女性のひろば』(460) 日本共産党中央委員会 2017年 pp.40-45
- 山口智美「家庭教育をめぐる動き「家庭教育支援」「ライフプラン教育」という介入 家庭が「国家のための人材育成の場」に」『金曜日』(1121) 2017年 p.21
- 本村めぐみ「「家庭教育支援」を担うNPO法人による「つどいの広場」の有効性と課題—現代の「家族関係」を支えるための社会連携の視点より—」『和歌山大学教育学部紀要』(67) 2017年 pp.121-128
- 鈴木みさ子「家庭教育支援条例制定の経過と問題点(愛知・豊橋市)」『議会と自治体』(232) 日本共産党中央委員会 2017年 pp.42-45
- 吉田由美子「長野県千曲市の家庭教育支援条例と「親学」推進運動」『クレスコ』(200) 全日本教職員組合 2017年 pp.22-23
- 湯山薫「家庭教育支援法案と憲法—国家が家庭教育に介入する危険—」『平和運動』(559) 2017年 pp.21-27

(ともの きよふみ 総合教育センター)